

第4回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年8月7日（水）

農村ふれあいセンター 研修室

第4回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年8月7日(水)

2、開催場所 農村ふれあいセンター研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸(会長)	14番	布施和彦(職務代理者)
15番	鵜澤英夫	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(なし)

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~5)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について
(農地中間管理事業)

第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1~2)

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1)

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	北山正憲	主査	佐久間賢治
主任書記	千葉利憲	書記	門野祥和

◎開 会

○議長 ただいまから第4回大網白里市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員数は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

(午後 3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

内海亮一委員、梅原英男委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は5件予定されております。

本来は一括審議を行うところですが、整理番号5の案件につきましては、日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連がありますので、議案第1号、整理番号1から4の審議を行い、整理番号5につきましては議案第2号、整理番号1と一括して上程し、また、整理番号4の案件は板倉小百合委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室をしていただくこととなりますので、議案第1号の整理番号1から3を一括審議を行い、その後、整理番号4について審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から3の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。整理番号1と整理番号2は、相互に土地を交換するもので、関連がありますので一括して説明いたします。

整理番号1、申請地は、金谷郷字奉行方の地目、田が1筆、面積1,634平米と、整理番号2、申請地は、金谷郷字長谷の地目、田が1筆、面積828平米を、交換により所有権移転をしようとするものでございます。

各案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-1、1-2と表記された箇所が、各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、議案書の2ページをごらんください。

整理番号3、申請地は、清名幸谷字上手の地目、畑が1筆、面積257平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから6ページとなります。

以上、整理番号1から3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1と2の案件について、若菜義人委員、よろしく願いいたします。

○若菜委員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について申し上げます。

まず、内容でございますが、ただいま事務局からの説明のとおりでございます。

整理番号1及び2は、農地の交換による所有権移転の案件でありますので、権利者、義務者が同一人でありますので、関連もしておりますので、双方一括して調査報告いたしますので、よろしく願いいたします。

調査は、8月1日、権利者、義務者の双方から現場にて聞き取り調査を行いました。

双方の話によると、現在、この区域には土地改良計画が持ち上がっており、農地を集約したいとの話により、このような申請になったとのことでした。

場所は、資料1から4ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

場所は、ちょうどこの委員会が開催されております農村ふれあいセンターの隣の道路を挟んで反対側でございます。資料4ページの農地は、整理番号2の権利者の所有であり、隣接する農地は義務者の所有です。また、資料2ページの農地は権利者の所有であり、隣接する農地は義務者の所有であります。今回、双方の話により意見がまとまったので、このような結果になったということです。

面積的には大分異なっていますが、双方は納得しているとのことでした。

権利者、義務者とも同一地域内に住んでおり、お互いによく存じており、農業を営んでいの方でございます。現地には、現在、水稻が作付されております。

権利者、義務者とも地区内で活躍をしており、地区内から信頼、信用されている方でございます。

以上のような調査結果でした。

問題はないかと思いますが、委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、鶴澤英夫委員、よろしく願いいたします。

○鶴澤委員 議案第1号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

義務者は地域外に住んでおりますので、電話で調査、確認をいたしました。義務者のお話ですと、父が亡くなる前までは、休日は農業を手伝っておりましたが、1人になりますと、勤めと農業はとても両立できないことで、近くの方々に水田と畑を今年は耕作していただいておりますが、この機会に一切の農業をやめることを決断し、農地を売却することとしたそうです。

今回の申請地は、権利者の水田の角にあるので、権利者に買っていただいたとのことでした。

後に権利者にお会いし、調査してまいりました。お話によりますと、この畑は、植木畑ですが、雑木も生えており、稲にとって非常に風通しが悪いことから、前々から機会があれば買い受けて、木を伐採して風通しをよくしたいと考えておりましたので、今回、義務者からのお話がありましたので買い受けたとのことでした。

権利者は、この地区では大きく農業を経営しております。

皆さんの慎重審議、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から3について順次採決いたします。

なお、整理番号1と2は関連がありますので、一括して採決いたします。

議案第1号の整理番号1と2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1と2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第1号、整理番号4の案件について審議いたします。

整理番号4の案件につきましては板倉小百合委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号4の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、整理番号4です。

申請地は、北今泉字南上ノ台及び南浜戸の地目、田が5筆、畑が1筆、合計面積3,197平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の③に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の7ページから10ページとなります。

以上、整理番号4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号4について、内山充弘委員、よろしくをお願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号4について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

権利者と義務者は、以前より利用集積により作付を行う関係です。

義務者には、8月1日、電話により確認をとりました。もう耕作ができないため、以前から作付してくれる権利者に農地を手放し任せたいとのことでした。

権利者には、8月2日お会いしました。専業農家で、水稻はライスセンターに所属し、機械や施設も整っております。今後も耕作地をふやしたいという意欲的な農業者です。また、申請地はしっかり管理されている状態です。

問題ないと思われませんが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4について採決いたします。

議案第1号の整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号4は原案のとおり決定されました。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

◎議案第1号(整理番号5)、議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第2号の案件は2件予定されておりますが、議案第2号、整理番号1の案件につきましては、議案第1号、整理番号5の案件と関連がありますので、一括して審議いたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から2及び議案第1号、整理番号5について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第2号の整理番号1から説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

議案書の4ページをごらんください。

整理番号1は、議案書3ページの議案第1号、整理番号5の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面④に2-1、1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の11ページから25ページになります。

申請地は、永田字北中原の地目、畑が1筆、面積589平米のうち0.307平米であり、平成28年9月12日付で農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電施設用地として使用しております。今回の申請は、一時転用許可期限の3年を経過することから、更新の申請があります。更新に併せ、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料24ページをごらんください。コマツナからサツマイモの作付を予定しており、A4判縦の詳細資料22ページをごらんください。太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して、2割以上の減収は見込まれておりません。

参考として、改めて営農型太陽光発電設備の転用の条件を説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許

可することができ、更新も可能であります。一定の要件を満たす場合とは、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度、間隔は、農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さ、間隔は、トラクターなどの農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該設備を撤去するために必要な資力があること、下部の農地の単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少していないことなどでございます。

また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されていること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われない場合、または発電事業を廃止する場合は、支柱や設備を撤去し、農地に復元することなどの条件をつけるものとされております。

続いて、整理番号1に関連します議案第1号、整理番号5の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして3ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネル面積の273.32平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。区分地上権の設定は、農地法第3条第2項のただし書きに該当しており、例外的に許可をすることができるとされております。

次に、議案第2号、整理番号2です。

議案書の4ページをごらんください。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面②に2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の26ページから35ページとなります。それぞれごらんください。

申請地は、大網字東仙塚の地目、畑が1筆の面積264平米となります。権利者において、所有権移転して車両置場用地に転用しようとするものです。

転用を行う理由としましては、隣接地において自動車、二輪車の整備工場を営んでおり、事業の効率を図るため、修理依頼車両置場等の確保が必要となり計画したそうです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、農地の区分につきましては、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、第1種農地は原則として許可することができない農地であります。申請地は例外的な許可要件である既存施設の機能維持、拡充等のため、既存施設に隣接する土地に施設を整備するため、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すると思われ。なお、既存の敷地面積は729.64平米であり、隣接申請地面積は264平米であります。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認しており支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございます。埋立等の造成工事は行わず、排水は雨水のみであり、雨水排水は敷地内自然浸透処理する計画となっております。

他法令関係は特にありません。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

はじめに、議案第2号、整理番号1並びに議案第1号、整理番号5の案件については、一括して、布施和彦委員、よろしく願いいたします。

○布施委員 それでは、議案第1号、整理番号5及び議案第2号、整理番号1について、関連がありますので、あわせて調査報告をいたします。

理由につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

8月4日、内海委員と義務者で現地を訪問し、内容を確認しました。また、権利者につきましては、遠方のため電話で確認しました。

双方とも契約は間違いないということでございました。ただし、資料の14ページをごらんになっていただきますと、隣接農地の所有者への説明が、今までの方から新しくかわっておりまして、これにつきまして、代理人のほうに確認をしました。そうしたところ、今までの会社は、別の事業を柱にしているところですが、パネルの設置方針については、第三者にだんだん移行していくということでございます。移行していくわけですが、説明のありました営農している会社については、今まで従前の会社の関連会社ということで、社長にその、再生エネルギー部長が担当しているということになるそうです。

また、資料の20ページに、先ほど説明あった営農計画について、自主的にサツマイモの栽培ということについて、今年は無理があるわけで、これについて、営農を担当する農業の責任者のほうに確認をしました。そうした中で、今回、変更の手続の中のタイミングで、主とするものがサツマイモになっているということで、これを申請で出したということですが、

時期までに、今までコマツナを栽培していた資材がありますので、それをつないでいくという説明がございました。

以上、簡単であります、慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第2号の整理番号2の案件について、梅原英男委員、よろしくお願いたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号2につきまして、その調査結果をご報告申し上げます。

まず、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る8月2日金曜日に、蔭山委員と一緒に権利者及びその代理人と、現地で立ち会いの上、状況を調査してまいりました。

その結果につきましては、当該地は市街化調整区域でございまして、聞き取りによりますと、十数年前から既に耕作放棄されている畑でございました。今回の所有権移転に至る経緯につきましては、隣接する権利者が自動車の整備会社を経営しておりまして、工場の用地が手狭なことから、畑を管理するという条件でこれまで借りていたと、そのような状況でございまして、しかし、このたび、義務者のほうから畑を購入してほしいとの申し入れがございまして、売買によりこれを取得しようとしたものでございます。

この畑の現況につきましては、きれいに草刈りをして管理をされている状況でございました。

今後の土地の利用状況につきましても、舗装あるいは砕石を敷く、こういったような行為もすることもなく、現状のまま使用、そのような予定とのことでございました。

なお、義務者側につきましては、翌日の3日土曜日に電話で確認をいたしましたところ、この畑につきましては、亡くなった兄から譲り受けたものでございまして、義務者は年齢も高齢であり、しかも自宅から遠いことから、譲り受けた当時から耕作放棄をしていたようでもございました。このようなことから、この際土地を手放そう、そのようになったと、そのような説明を受けたところでございます。

以上が、今回調査をした結果でございます。特に問題点、こういったものは確認できませんでしたので、支障はないものと思われましても、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1から2、議案第1号の整理番号5の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5の案件を一括採決し、次に、議案第2号、整理番号2の案件について採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号5の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1及び2の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号(利用権設定)、議案第4号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から2の案件を一括して議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第3号の整理番号2の案件は、日程第6、議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてと関係がありますので、議案第3号と議案第4号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から、議案第3号の整理番号

1 から 2 及び議案第 4 号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の 5 ページをごらんください。

議案第 3 号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書の 6 ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者 2 人、利用権の設定をする者 2 人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が 9 筆で面積 1 万 6,508 平米、畑が 1 筆で面積 905 平米、合計面積は 1 万 7,413 平米となっております。

続きまして、7 ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が 2 件でございます。

続きまして、8 ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号 1 から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号 1 です。

農地の所在地は大網地内の地目、畑が 1 筆、面積 905 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 6 年、対価の支払いは金納であり、10 アール当たり 1 万 2,000 円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号 2 につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に、利用権を設定するものでございます。

整理番号 2 の農地の所在地は、長国地内の地目、田が 9 筆、合計面積 1 万 6,508 平米です。

今回の利用集積の設定期間は 10 年、対価の支払いは物納であり、全面積でコシヒカリ 1 等米 1,200 キログラム、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号 1 から 2 の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号 2 に関して、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借

り手につきましては、次の議案第4号になります。

議案書の9ページをごらんください。

議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてでございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。今回は、1件の農用地利用配分計画となります。

議案書の11ページをごらんください。

表の上段に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、12ページをごらんください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。先ほど説明をいたしました議案書8ページの整理番号2と同じ内容となっております。

最後に、議案書の15ページをごらんください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、整理番号2につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申し合わせがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、積田敏春委員、よろしくをお願いいたします。

○積田委員 議案第3号、整理番号1について調査報告申し上げます。

申請の内容としては、事務局の説明のとおりです。

8月4日に現地調査を行い、借受人並びに貸付人に聴取いたしました。

借受人と貸付人は親戚関係でございます。貸付人は高齢で、本件の土地を耕作できずに、トラクターでただずっと維持管理してきました。そのため、自分も土地を見たんですけれども、本当に草一本なく、鏡のようにきれいな畑がうなっている状態の土地でした。

それで、借受人がイチゴの栽培を数年前から行い、市のふるさと納税の返礼品ともなっています。現在については、2棟のハウスでイチゴ栽培を行っておりますので、その辺もあり、本件の申し出となったようです。

それで、既存のハウスは、実際1キロ程度離れていますけれども、支障のない程度と判断されます。

問題はないと思われませんが、慎重なご審議のほうをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から2及び議案第4号につきましては、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から2及び議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から2及び議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第9、報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、全ての報告事項が終了した後に、一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の16ページをごらんください。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり2件の届出がありました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を、整理番号1は事務所在地に、整理番号2は共同住宅用地にしようとするものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、2件とも受理しております。

次に、議案書の17ページをごらんください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり1件の届出がございました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を、整理番号1は、専用住宅用地として所有権を移転しようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の18ページをごらんください。

報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてでございますが、議案書のとおり1件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1の現地は宅地と一体で利用されており、平成7年に撮影された航空写真でも、宅地と一体で利用されていることから、非農地として回答しております。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいでしょうか。

特に発言がないようですので、日程第7から第9までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からは特にないです。

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ほかにないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、第4回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時45分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年8月7日

農業委員会長

齋藤重幸

署名委員

内海亮一

署名委員

梅原英男